

■教育行政のポイント

小・中学校の“体制充実と運営改善”

菱村 幸彦

国会は森友学園問題で揺れているが、3月27日、教育関係の重要法案が可決成立した。それは「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」である。同法は小・中学校の体制の充実と運営の改善を図るため、同時に5つの法律を改正している。

加配定数を基礎定数に改める

同法のポイントは、次の3点である。

第1は、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)の改正。

義務標準法は、教職員定数について基礎定数と加配定数を定めている。近年、様々な教育課題に対応するため、加配定数を増やしてきた(累積約6万人)。しかし、加配定数では、計画的で安定的な教職員配置が困難というので、教育現場からは基礎定数化が要請されていた。

それで今回、義務標準法を改正し、(1)通級指導(児童生徒13人に1人)、(2)日本語指導(児童生徒18人に1人)、(3)初任者研修(初任者6人に1人)、(4)少人数指導(学校の児童生徒数に応じて算定)、(5)共同学校事務——に係る加配定数を基礎定数に改めた(7条、15条)。

学校事務の共同化の推進

第2は、地方教育行政法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正。

平成10年の中教審答申(今後の地方教育行政の在り方)は、学校事務を効率化する観点から、学校事務の共同実施の方策を提言した。提言の趣旨に沿って、各地の教育委員会は文科省の指導の下に学校事務の共同化に取り組んできた(平成27年実施率48%)。さらに、平成27年の中教審答申(チームとしての学校の在り方)は、事務の共同実施組織を「法

令上、明確化すること」を提言した。

答申を受けて、今回、地方教育行政法に新たに「教育委員会は…2以上の学校に係る事務…を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として…いずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができる」とする規定(47条の5)を設けた。

同時に、学校教育法37条14項に定める事務職員の職務権限を「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改め、事務職員が学校運営に参画すべき役割をもつことを法令上明確にした。

公立学校のCS化を目指す

第3は、同じく地方教育行政法の改正による学校運営協議会の見直し。

平成27年の中教審答申(学校と地域の連携・協働の在り方)は、全ての公立学校がコミュニティスクール(CS)を目指すべきとし、教育委員会や学校が積極的にCSを導入できる制度改革を提言した。

提言を受け、今回、地方教育行政法に新たに「教育委員会は…学校運営協議会を置くように努めなければならない」とする規定(47条の6)を設けた。また、学校運営協議会の在り方を見直し、(1)運営協議会の役割が学校の支援にあることを明確にすること、(2)複数校で一つの運営協議会を置くことができること、(3)委員の任命について校長は意見の申し出ができること、(4)運営協議会による教職員人事に関する意見の申し出事項を教育委員会規則で定めること等の改正を行った。

併せて、社会教育法を改正し、新たに学校と住民・保護者等との連携・協力の推進を図る「地域学校協働活動推進員」を創設し、同推進員を学校運営協議会の必須メンバーに位置付けている。

今回の地方教育行政法の改正で公立学校のCS化が一段と推進されることが期待される。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●中教審「学習指導要領答申」のポイントが一目でわかる！
よくわかる中教審「学習指導要領」答申のポイント

【編集】新教育課程実践研究会 B5判・120頁／定価(本体1,800円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

